

第4節 野生鳥獣と人間社会の共生【自然保護課】

1 鳥獣の現況

本県では、これまでに鳥類317種、陸生哺乳類48種の分布・生息が記録されており、鳥類の約4分の3は渡り鳥となっています。越前町（旧織田町）にある環境省鳥類観測ステーションでは、1973年から定期的に渡り鳥の標識調査が行われ、日本における渡り鳥研究の上でも重要な役割を果しています。一方、哺乳類は、本県を連続分布の

西限とするオコジョやニホンカモシカが特徴としてあげられます。

このような野生鳥獣の存在は、本県の自然環境の豊かさを表すパロメーターですが、近年、特定の鳥獣による農林業被害が増大しており、この軋轢をどのようにして解消するかが今後の大きな課題となっています。

2 鳥獣保護区等の指定

県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休獵区、銃獵禁止区域および指定獵法禁止区域を指定し、野生鳥獣の適切な保護管理と狩獵の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律」に基づき策定された「福井県鳥獣保護事業計画（平成14～19年度は第9次）」の指定計画に沿って、地元住民など利害関係者の理解を得ながら進めています。

3 狩獵、有害鳥獣捕獲の現況

(1) 狩獵

狩獵をするには、県の狩獵免許試験に合格して狩獵免許を取得した後、狩獵をする都道府県で狩獵者登録を受ける必要があります。

近年、鳥獣による農林業被害が増大しているため、農林業者が自らの農地を守ろうと網・わな獵免許を取得する動きがみられます。また、狩獵者が捕獲する鳥獣の数は、イノシシとニホンジカが著しく増加し、逆にヤマドリなど鳥類が減少しています。狩獵は農林水産業や生態系への被害を未

表3-4-11 鳥獣保護区等の指定状況（平成18年3月末）

区分	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護区)	45 (14)	30,681 (1,319)
休獵区	7	8,332
銃獵禁止区域	55	26,052
指定獵法禁止区域	2	363
計	109	65,428 (県土面積の15%)

然に防止するなど個体数調整の役割も果していますが、免許所持者の高齢化が進んでおり、将来的に捕獲の担い手の確保が課題となっています。

鳥獣の違法捕獲や狩獵事故の根絶のため、関係機関や警察と連携して取締りを行い、特に狩獵期間^{*1}初日は体制を強化しています。

また、狩獵鳥の保護繁殖のため、毎年、人工飼育されたキジを鳥獣保護区等の生息適地に足輪を付けて放鳥するとともに、生息状況を追跡調査して効果測定を行っています。

表3-4-12 狩獵免許交付状況（平成18年3月末）

免許区分	交付数	対前年度増減
網・わな獵	608	39
第一種銃獵	719	57
第二種銃獵	12	0
計	1,339	18

表3-4-13 狩獵者登録証交付状況（平成17年度）

登録区分	県内者	対前年度増減	県外者	対前年度増減	計	対前年度増減
網・わな獵	355	34	39	6	394	28
第一種銃獵	636	29	636	15	1,272	44
第二種銃獵	15	1	2	0	17	1
計	1,006	6	677	21	1,683	15

表3-4-14 狩獵者による鳥獣捕獲数（平成17年度）

鳥類名	捕獲数	対前年度増減
カモ類	2,435	214
キジ	865	215
ヤマドリ	261	280
その他	1,198	772
計	4,759	1,053

獣類名	捕獲数	対前年度増減
イノシシ	3,560	920
ニホンジカ	1,101	43
ツキノワグマ	20	9
その他	68	141
計	4,749	1,009

*1狩獵期間：11月15日～翌年2月15日。捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

(2) 有害鳥獣の捕獲

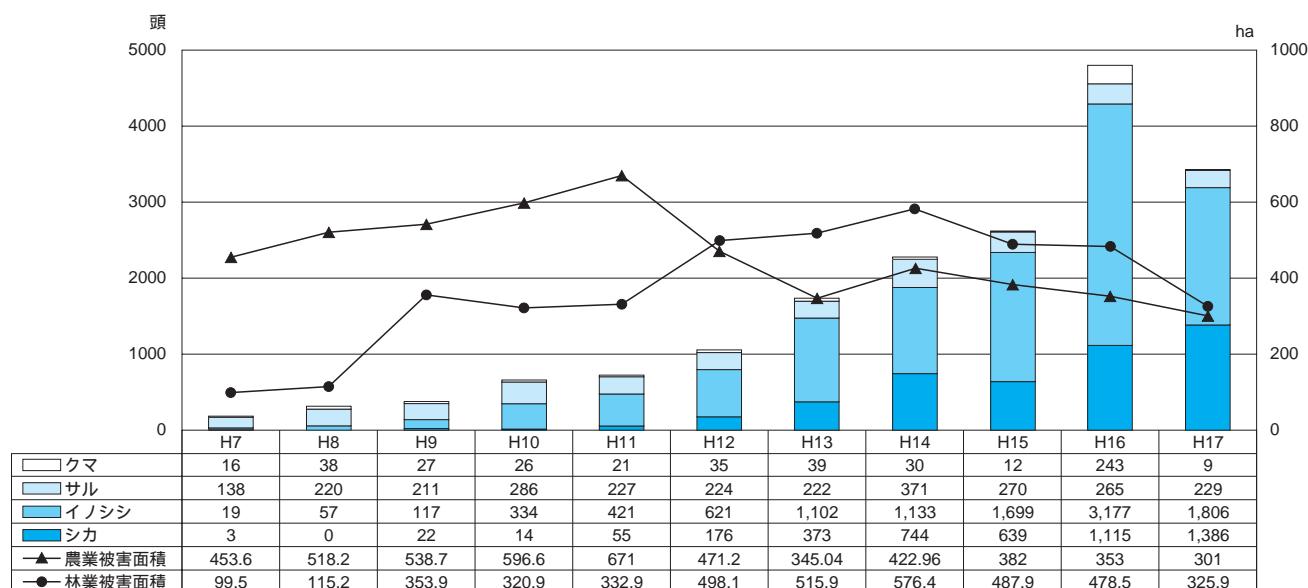
近年、暖冬による積雪量の減少、中山間地域での耕作放棄水田の増加等により、ニホンジカやイノシシなどが生息域を拡大させ、農林業に大きな被害を与えています。

野生鳥獣は、電気柵や追払いなどの被害防除を行っても被害を防止できないときは許可を得て有害鳥獣として捕獲することができ、県では、有害鳥獣捕獲が迅速かつ適切に行われるよう平成9年4月から許可権限を市町へ委譲しています。また、平成14年度からは市町が実施する有害獣捕獲（大

型獣が対象）に対して補助制度を設けています。その結果、イノシシやニホンジカの捕獲頭数が急増し被害面積の増加が抑えられつつあります。

さらに県では、被害防除と捕獲を適切に組み合わせた総合的な対策を全県的に実施するため、平成16年度から農林部局と環境部局が連携して、県や被害地区の組織体制の整備をはじめ、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充、効果的な有害鳥獣捕獲の実施等の対策を講じています。

図3-4-15 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移



(3) ニホンジカの特定鳥獣保護管理計画

近年、ニホンジカは個体数が増え、嶺南地方において農林業被害が拡大しました。

一方、ニホンジカの個体群の安定的維持と農林業被害の軽減のためには、計画的な個体数管理や効率的な被害防除対策、生息環境の管理をあわせて実施することが必要です。

このため県では、平成14年度からシカの生息密度や生息環境等に関する科学的な調査を行い、平成16年秋に「ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」を策定しました。現在は、毎年モニタリング調査を行い、シカの生息数や農林業被害の状況を把握しながら科学的・計画的な保護管理を進めています。

(4) ツキノワグマの保護管理

平成16年、18年の秋には、ツキノワグマの餌となる堅果類の不作や里山の自然環境の変化等を背景に、大量のクマが人里に出没して捕獲されました。また、クマによって被害に遭われた方は、平成16年に15名（12件）、平成18年には9名（9件）となっています。

このため県では、ツキノワグマによる人身被害を防止し、人との共存を図るための的確な対策を進めるため、「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」に基づき人身被害防止対策に取り組むとともに、平成17年度からツキノワグマの行動や生息状況、堅果類の豊凶に関する情報を収集・解析してツキノワグマの出没予測に活かしています。